県営明野住宅建替事業 入札説明書 新旧対照表(令和5年2月20日)

頁	大項目	中項目	小項目	項目	旧	新
15	4	(1)			開札、落札者の 決定及び公表 令和5年6月23日(金)	開札 令和5年5月12日(金) 落札者の決定及び公表 令和5年6月23日(金)
18	4	(3)	力		令和5年5月10日(水)~5月12日(金) (午前9時~正午及び午後1時~午後5時まで)	令和5年5月10日(水)~5月12日(金) (午前9時~正午及び午後1時~午後5時まで) (12日(金)は午前9時~正午まで)
22	5	(3)	H		エ 契約保証金 (ア)建替住宅整備業務及び入居者移転支援業務 建替住宅整備費の100分の10以上及び入 居者移転支援費の100分の10以上を納付す ること。ただし、大分県契約事務規則第5条 第3項の規定により、契約保証金の全部又は 一部の納付が免除される場合がある。 (イ)活用予定地事業 貸付にあっては活用予定地事業に係る賃 料の1か年分以上、譲渡にあっては活用予定 地事業に係る対価の100分の10以上若しく	エ 入札保証金及び契約保証金 (ア)入札保証金 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第 20条第3項の規定により免除とする。 (イ)契約保証金 a 建替住宅整備業務及び入居者移転支援業務 建替住宅整備費の100分の10以上及び入居者移転 支援費の100分の10以上を納付すること。ただし、 大分県契約事務規則第5条第3項の規定により、契 約保証金の全部又は一部の納付が免除される場合 がある。

	はそれらの合算金額を納付すること。	b 活用予定地事業
		貸付にあっては活用予定地事業に係る賃料の1か
		年分以上、譲渡にあっては活用予定地事業に係る対価
		の 100 分の 10 以上若しくはそれらの合算金額を納付
		すること。